

近江ガラス株式会社  
安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る  
計画段階環境配慮書の概要

令和6年9月9日



# 1. 事業の目的・内容

## 事業の内容：事業の名称、目的等

---

### ■ 配慮対象事業の名称

近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業

### ■ 配慮対象事業者の名称

- 名称：近江バラス株式会社
- 代表者の氏名：代表取締役 松下 満康
- 主たる事務所の所在地：滋賀県甲賀市土山町南土山乙402

### ■ 配慮対象事業の目的

我が国において、建設工事などの事業活動で発生した産業廃棄物はリサイクルの促進は進んでいるものの、埋立処分が必要な産業廃棄物は発生し続けており、その最終処分場の確保が社会的な課題となっている。

そのような状況を受けて、近江バラスは、土山町南土山地先にて安定型産業廃棄物の最終処分場（埋立処分場）の新設を計画した。本事業においては、社会全体の環境保全のために必要となる施設を設置し、適正な処理を行う計画である。

### ■ 配慮対象事業の種類

廃棄物最終処分場※の設置の事業（新設）

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場

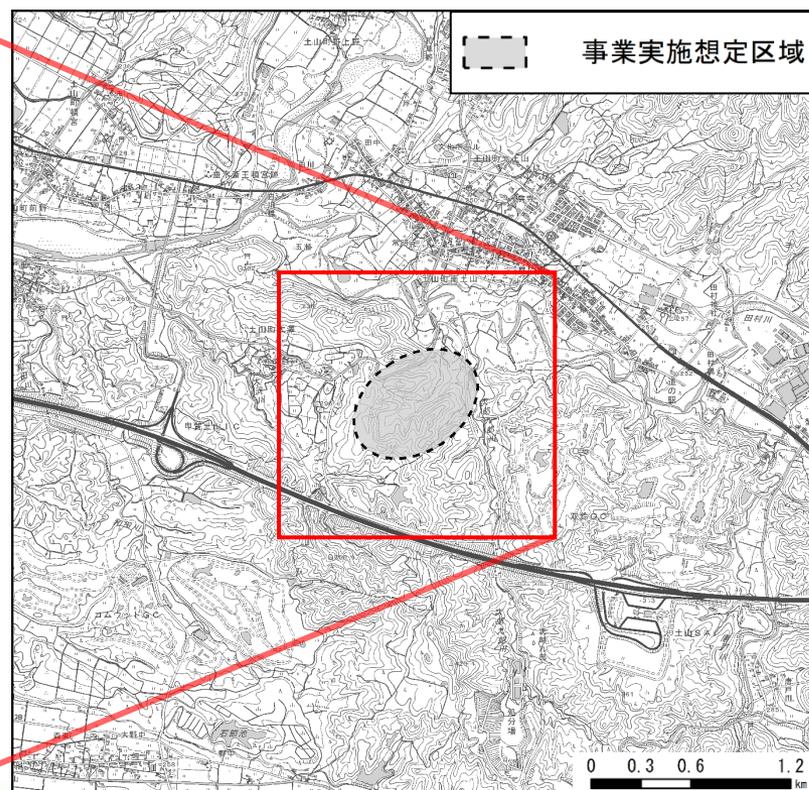
※敷地面積が5ヘクタール以上であるため、「滋賀県環境影響評価条例」別表第6号に規定する産業廃棄物処理施設の設置の事業に該当する。

# 事業の内容：事業実施想定区域の位置および面積

■事業実施想定区域の位置：滋賀県甲賀市土山町南土山地先

■事業実施想定区域の面積：約37ha

※近江バラスが所有する谷地の山林およびその周辺地域を含む



出典：(c)NTT インフラネット,Maxar Technologies.を加工して作成

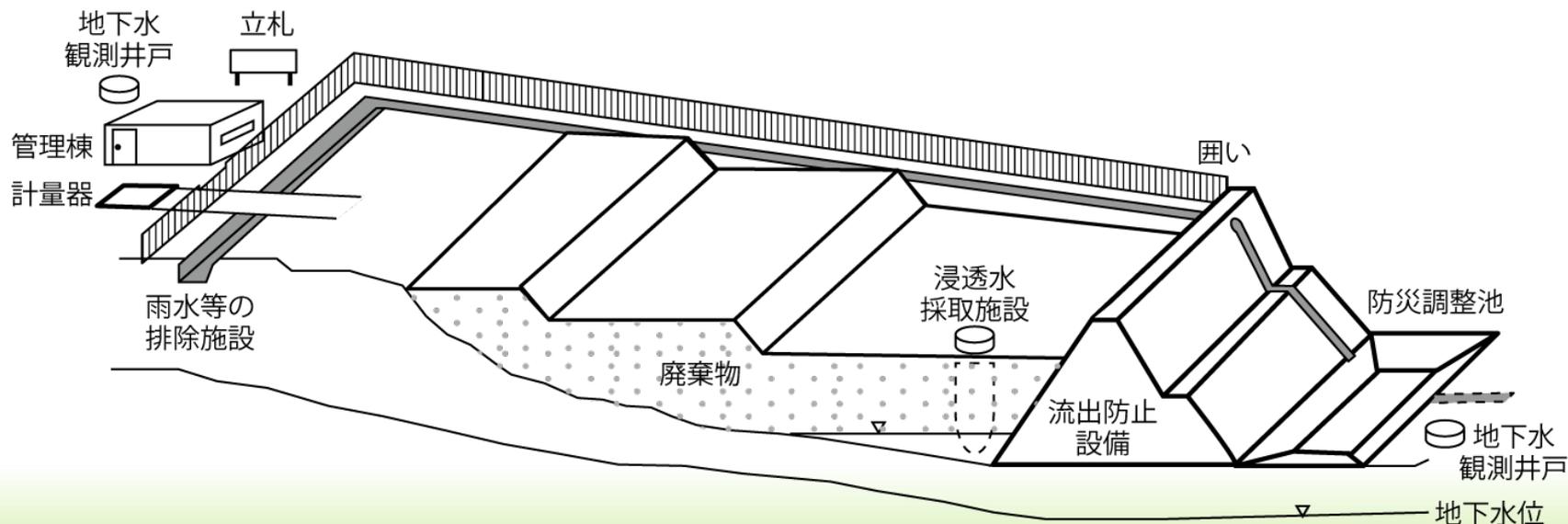
※国土地理院発行の電子地形図25000を複製して情報を追記して作成

# 事業の内容：事業の計画概要

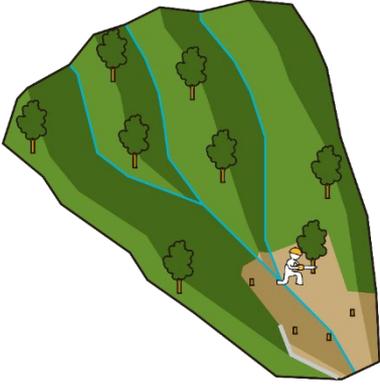
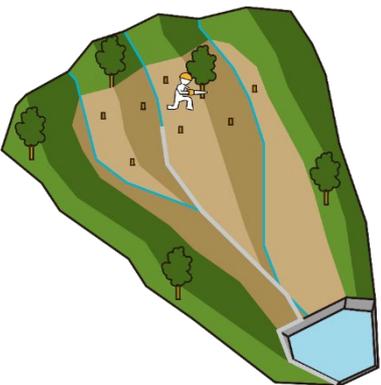
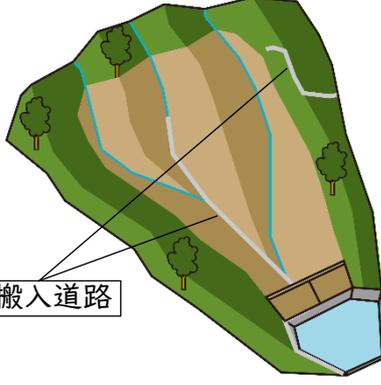
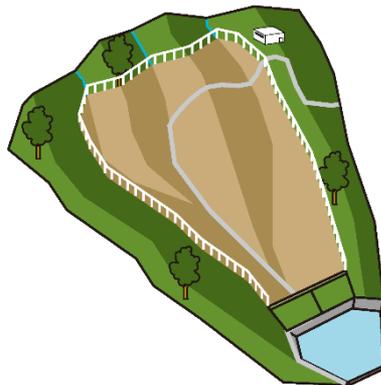
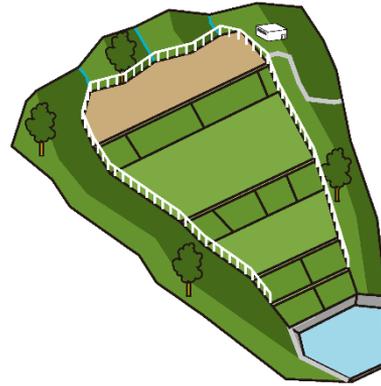
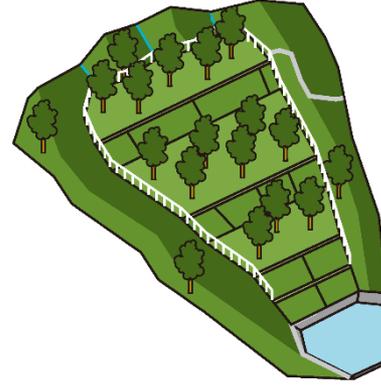
項目	計画内容
事業規模	埋立面積：約12ha 埋立容量：約230万m <sup>3</sup>
取り扱う 廃棄物の種類	以下の安定型産業廃棄物3種類 ・ 廃プラスチック類 ・ ガラス陶磁器くず（ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず） ・ がれき類（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）
埋立処分の方法	セル方式（1日当たりの埋立産業廃棄物に覆土する方法）
埋立作業期間	施設竣工から概ね20年程度
搬入時間	午前8時～午後5時（※日曜日・祝日の搬入は行わない。）
搬入台数	20台／日程度
埋立終了後の対応	・ 埋立廃棄物の飛散防止のため、埋立地に覆土（概ね50cm以上の土砂等の覆い）を施す。 ・ 土堰堤及び埋立地に植樹等の緑化を施し、周辺自然環境との調和を図る。 ・ 水質及び温度等のモニタリングを行い、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に規定する基準を満たすことを確認したうえで、法令に則り廃止の手続きを行う。

## 配慮対象事業の計画概要：安定型産業廃棄物最終処分場の概要

- ・有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物（安定型産業廃棄物）を、埋立処分することが認められている処分場
- ・処分対象廃棄物からは有害な汚水などが生じず、性状が安定しているため、比較的簡易な施設となる
- ・有害な汚染物質の混入による地下水の汚染をモニタリングするための設備を備える。
- ・設置基準については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」において、詳細に定められている。



# 配慮対象事業の計画概要：事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージ

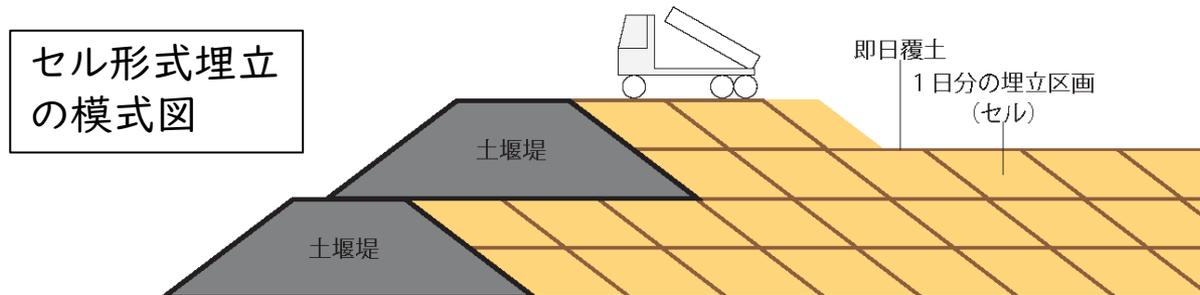
①準備工	②濁水対策	③造成工事	④埋立て開始時
 <p>※作業道設置、樹木伐採・伐根</p>	 <p>※調整池・放流施設設置</p>	 <p>搬入道路</p> <p>※搬入道路・流出防止設備設置</p>	 <p>※雨水排水施設、浸透水採取施設、管理棟・計量設備、門扉圍障設置</p>
⑤埋立中間時 (最下段埋立完了)	⑥埋立完了時	⑦廃止後	
		 <p>※植樹等の緑化</p>	

# 配慮対象事業の計画概要：埋め立て計画・雨水排水計画

## ■埋め立て計画

埋立時には、廃棄物の飛散、悪臭の発生や地下水質の変化などの周辺環境への影響を生じないように、以下のとおり対応する。

- 埋立廃棄物の搬入時には、目視等による受入検査（展開検査）を徹底し、基準を満たす廃棄物以外の混入を防止する。受入基準を満たさない廃棄物については、排出事業者に返却する。
- 埋立処分はセル形式を基本とし、搬入車両からダンピング（荷降ろし）された廃棄物は、埋立作業機械によって敷き均し、1日当たりの埋立産業廃棄物に覆土締固め等の作業を的確に行うことにより、微小物の飛散を防止する。



## ■雨水排水計画

- 事業実施想定区域に降る雨水は、雨水排水溝にて防災調整池へと排水することにより、埋立地への侵入を防ぐ。
- 法面部分には小段ごとに小段排水溝を設置し、法面縦排水溝に接続して集水し、防災調整池へ排水する。
- 防災調整池に集められた雨水は、許容放流量以下の水量に流量調整した上で、暗渠水路を通じ次郎九郎川に放流する。

# 配慮対象事業の計画概要：関係車両の走行ルート計画

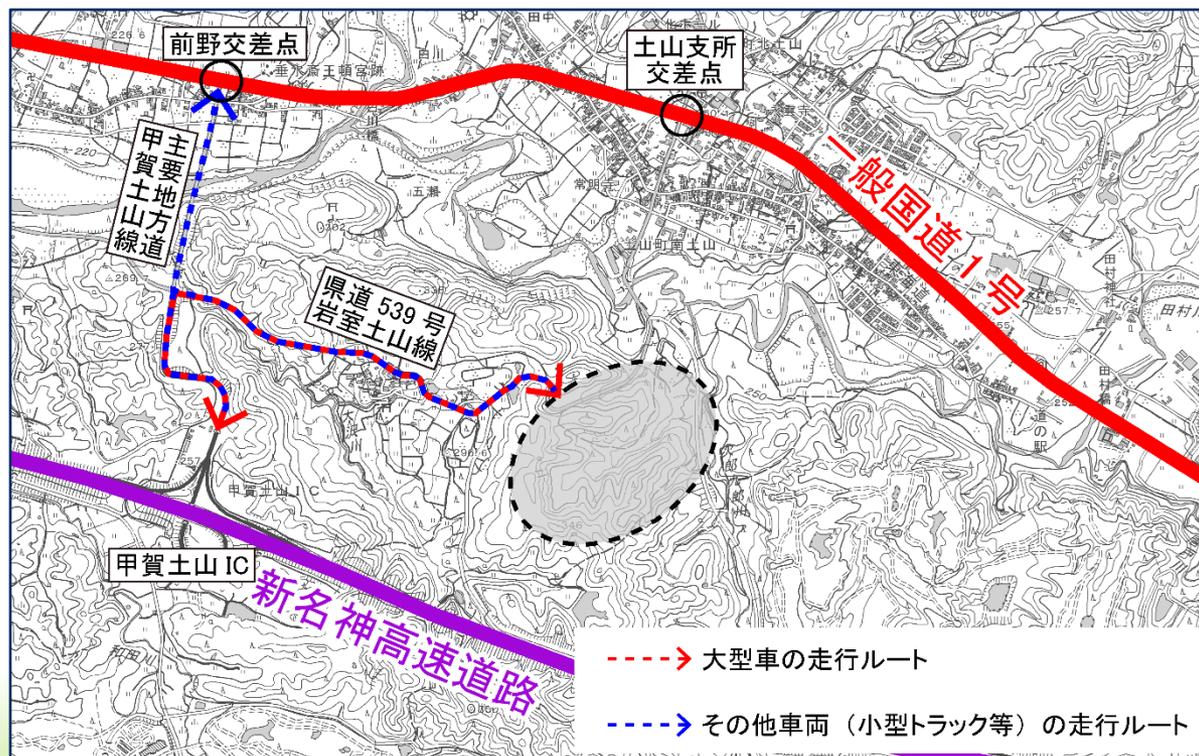
## 【大型車】

- 新名神自動車道甲賀土山 I C から県道539号岩室土山線を通るルート

## 【その他の車両（小型トラック等）】

- 一般国道1号（前野交差点）から主要地方道甲賀土山線を経由し、県道539号岩室北土山線を通るルート
- 新名神自動車道甲賀土山 I C から県道539号岩室土山線を通るルート

※搬入業者および工事業者等に対し搬入ルートを指定することにより、一般国道1号（土山支所交差点）から県道539号岩室北土山線を南下するルートの走行は極力回避する。



※国土地理院発行の電子地形図25000を複製して情報を追記して作成

## 配慮対象事業の工事計画の概要

- 2029年度内の供用開始を想定している。
- 本施設の建設工事では、樹木伐採等の準備工の後、防災調整池の設置や土地造成等の造成工事を実施し、併せて搬入道路や搬入管理設備等の付帯施設工事を実施する。
- 建設工事は、全体で概ね1.5年程度を想定している。

項目/期間		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
環境影響評価		■					
施設基本設計・実施設計		■					
建設工事	準備工					■	
	造成工事					■	
	付帯施設工事						■

注) 現時点での想定であり、変更になる場合がある。

## その他配慮対象事業に関する事項

### ■環境配慮の方針（工事中の対応）

- ・ 建設工事に使用する建設機械は、低騒音・低振動型の採用を検討し、周辺地域への騒音・振動・大気質の影響を軽減する。
- ・ 敷地の流末部に沈砂池を構築した後に本格的な造成工事を開始し、降雨時には沈砂後の上澄み水を排水することで、下流河川への濁水の影響を軽減する。
- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は可能な限り敷地内での再利用に努め、敷地外へ土砂を搬出する車両の台数を減らすことで、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両のタイヤ洗淨を励行し、路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、砂じんの発生しやすい強風時等には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 工事用車両の走行に当たっては、車両管理を徹底するほか、走行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守や市街地を避けた走行ルートの指定、地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。

## その他配慮対象事業に関する事項

### ■環境配慮の方針（施設供用後の対応）

#### 【大気質に係る環境配慮】

- ・廃棄物等運搬車両の走行時の規制速度の遵守や市街地を避けた走行ルートの指定、地元住民の優先走行等を徹底するように、搬入業者へ依頼し、交通安全の確保にも十分に留意する。
- ・廃棄物等運搬車両のタイヤ洗浄を励行し、路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。砂じんの発生しやすい強風時等には適時散水等の対策を講じる。
- ・場内の車両の徐行を徹底し、必要に応じて覆土・転圧締固め散水等必要な措置を行う。

#### 【騒音・振動に係る環境配慮】

- ・騒音規制法、振動規制法に定める規制基準値を遵守する。
- ・埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、無用なアイドリング音の発生を抑制し、複数機械類の同時稼働を抑制するとともに、低騒音・低振動型の採用を検討する。

#### 【地下水に係る環境配慮】

- ・2カ所（埋立地上部と調整池下部）の観測井戸を設ける。
- ・観測井戸において、地下水の検査項目について測定し、記録する。
- ・検査の結果、水質の悪化が認められた場合は、その原因調査およびその他環境の保全上必要な措置を講じる。

### ■主な維持管理項目と頻度（予定）

- ・本事業は、県の監督のもと廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、右表に示す適切な維持管理を行う。

#### 主な維持管理項目とその頻度（予定）

項目	計画
浸透水の水質検査	月1回
地下水の水質検査	年1回
残余埋立容量の確認	年1回
産業廃棄物管理票の管理など	常時

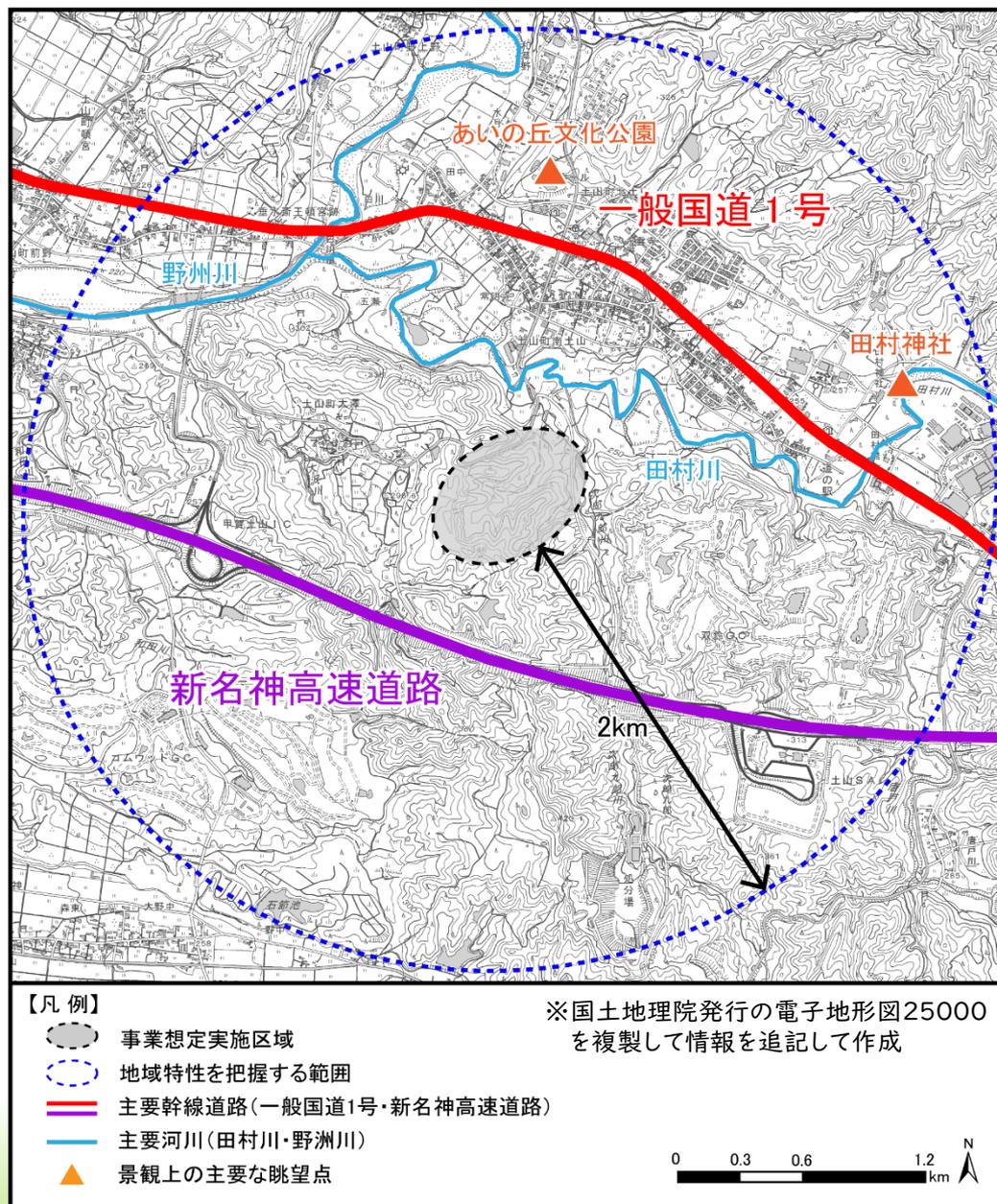
## 2. 地域特性を把握する範囲の設定

# 地域特性を把握する範囲の設定

地域特性を把握する範囲は、事業実施想定区域およびその周囲とし、下記を勘案し、事業実施想定区域から半径2kmの範囲を含む甲賀市（旧土山町の一部および旧甲賀町の一部）を対象とした区域とした。

- 主要河川（田村川・野洲川）への流入
- 主要幹線道路（国道1号・新名神自動車道）への接続地点
- 景観上の主要な眺望点の分布

統計資料等により市町単位で地域特性の状況を述べる事項については、事業実施想定区域が位置する甲賀市全域を対象とした。



### 3. 主な地域の概況

# 主な地域の概況①：動物・植物・生態系

## ■植物（植生）調査結果

- 平地には市街地、水田、茶畑が広く分布。
- 山地では、スギ・ヒノキ・サワラ植林のほか、アベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集等の雑木林等が分布。

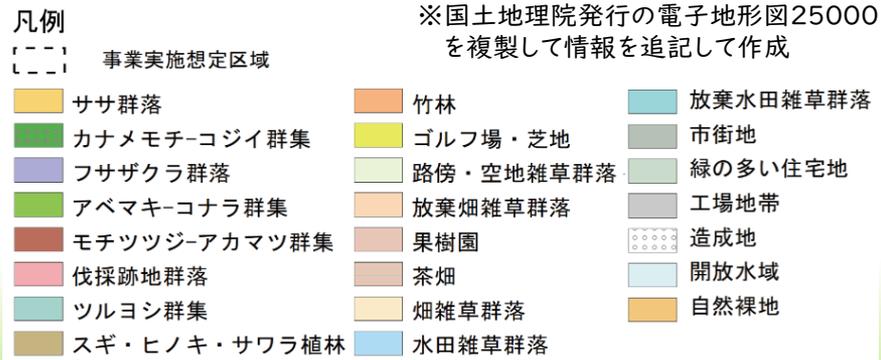
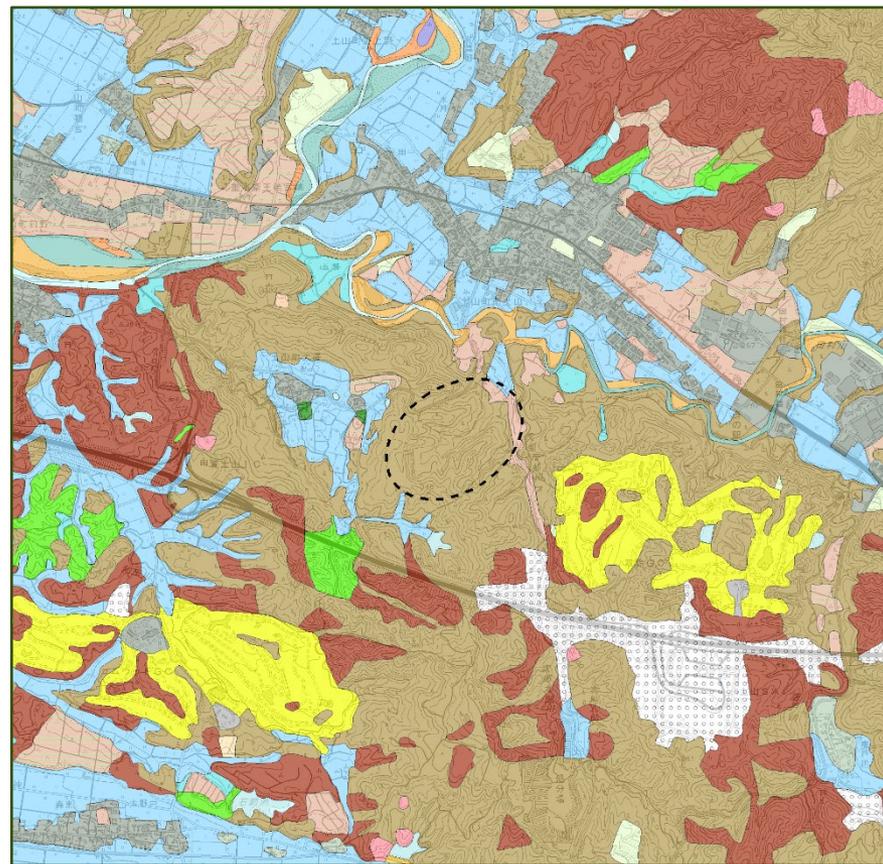
## ■生態系（自然環境類型区分）

事業実施想定区域においては、重要な動植物や巨樹・巨木等の確認情報はない。

地形・植生・土地利用状況を踏まえ、調査区域には、下記に示すが3区分の生態系が分布していると考えられる。

- 山地の樹林地を中心とする生態系
- 低地・台地・丘陵地の里地里山生態系
- 河川・池沼等の水辺生態系

※各生態系の一部構成種は複数の生態系を往来して利用していると考えられる。



# 主な地域の概要②：景観

## ■ 主要な眺望点

	名称	種類
1	あいの丘文化公園	公園
2	田村神社	神社

## ■ 景観資源

	名称	種類
1	鈴鹿国定公園	国定公園
2	旧東海道士山宿	街並み
3	田村神社	歴史・文化

出典：「全国観光情報データベース」

(公益社団法人日本観光振興協会HP)

「滋賀・びわ湖観光情報」

(公益社団法人びわこビジターズビューローHP)

「甲賀市観光ガイド」

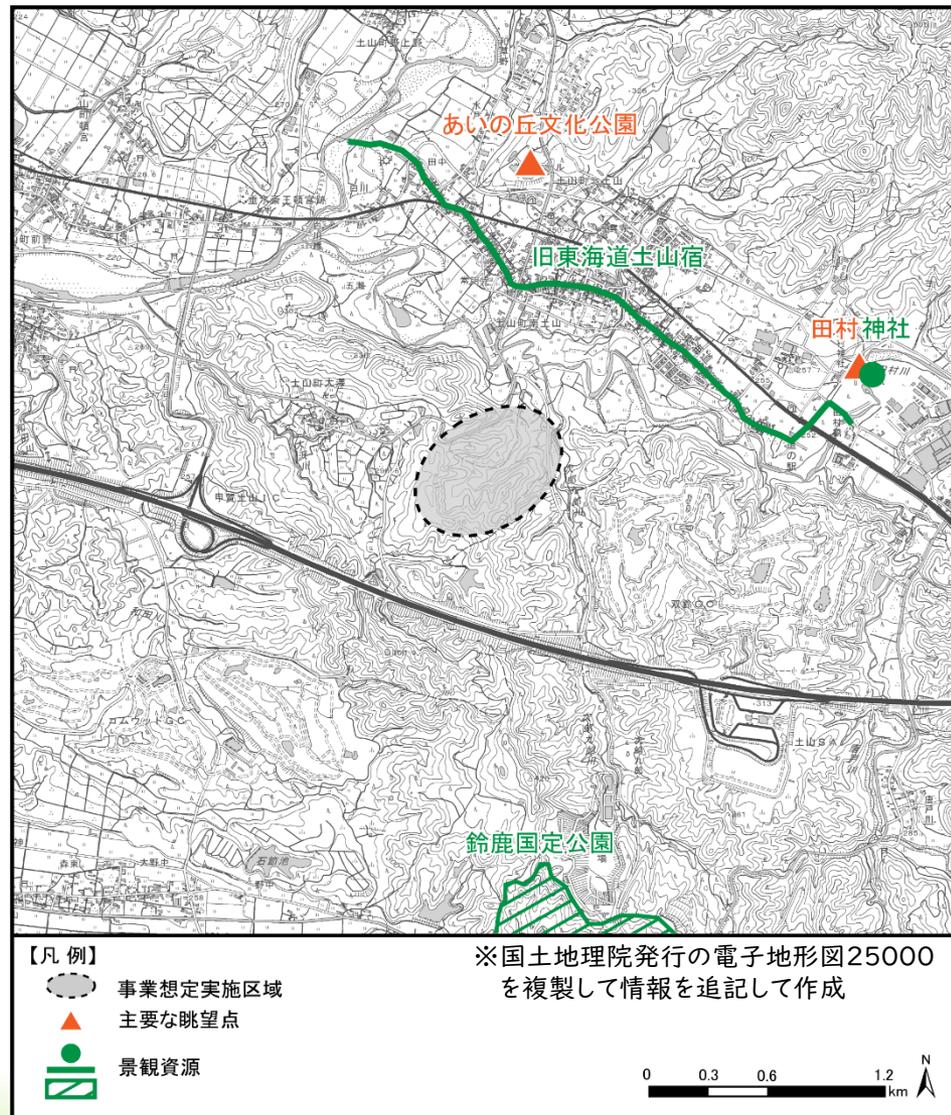
(甲賀市観光まちづくり協会HP)

「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」

(平成元年、環境庁)

「環境アセスメントデータベースEADAS」

(環境省HP)



## 4. 複数案の設定

# 複数案の設定方法

## ■滋賀県環境影響評価技術指針の記載

- 計画段階配慮事項の検討に当たっては、配慮対象事業を実施する区域の位置、配慮対象事業の規模または建造物等の構造もしくは配置に関する複数の案を設定

## ■本配慮書における複数案の設定方針

本配慮書では、「建造物等の配置（進入路の位置）」に係る複数案を設定  
(※環境面の影響に差異が生じることが考えられ、現時点で設定が可能な複数案)

### < 参 考 >

- ①区域の位置：事業者の所有地のうち、廃棄物の最終処分場の設置に適した地形と面積を有する土地が必要であり、代替性がない。
- ②事業の規模（埋立容量）：施工性・安全性・経済性等の制約の中で最大の埋立容量を確保することが望ましい。
- ③建造物等の構造：構造基準が法令で定められており、検討の余地は小さい。地形や事業の規模を考慮して適切な構造を採用する必要がある。
- ⑤ゼロ・オプション（事業を実施しない案）：県内で発生した埋立処分が必要な建設副産物等の最終処分場の確保という事業目的が前提である。

# 複数案の設定内容

## ■ 構造物等（進入路）の配置に係る複数案

	A案：谷の上部から搬入		B案：谷の下部から搬入
	A-1案	A-2案	
計画案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進入路最短、樹林改変に配慮</li> <li>・ 県道のカーブから進入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カーブを避けた位置から進入口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通量少ない市道より搬入</li> </ul>
機能面の比較	交通安全性：県道カーブ(△) 事業効率性：廃棄物受入れ停止期間無し(○) 埋立容量大(○)	交通安全性：カーブ避ける(○) 事業効率性：廃棄物受入れ停止期間無し(○) 埋立容量大(○)	交通安全性：交通量少(○) 事業効率性：事業期間長く、搬入路部分の土堰堤緑化遅れる(△) 埋立容量劣る(△)
想定平面図	埋立容量:225万 m <sup>3</sup> 改変面積:13.7ha 	埋立容量:225万 m <sup>3</sup> 改変面積:13.7ha 	埋立容量:215万 m <sup>3</sup> 改変面積:13.1ha 

## 5. 計画段階配慮事項の選定

## 計画段階配慮事項の選定

### ■滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）

事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討。

### ■本事業における計画段階配慮事項の選定方針

事業実施想定区域の周辺の地域特性・事業特性

- 埋め立てを想定している谷地（以下「対象谷地」）は、最寄の大澤集落からは尾根を隔てており、周辺の主要な市街地で観光資源でもある北土山・南土山の住居地は500m以上離れていることから、事業に伴い発生する騒音等の周辺住居等へ与える影響は小さい。
- 対象谷地は、北東方向に開ける。北東方向に広がる北土山・南土山の住居地（観光資源）は、景観に配慮が必要な地域である。
- 事業は面的な開発事業であるが、対象谷地の動植物に係る重要な生息・生育環境の有無は把握されていない。

⇒ 重大な影響を受ける環境要素は想定されないが、「構造物等（進入路）の配置」に関する複数案間により、影響の程度が異なると考えられる供用後の「植物（植生）」、「景観」を選定した。

# 計画段階配慮事項の選定

項目		計画段階配慮事項として選定した理由
環境要素	影響要因	
植物 (植生)	土地または 工作物の存在および 供用	土地の改変が、事業実施想定区域の動植物の生息・生育環境に及ぼす影響の程度は、 <u>構造物等の配置の複数案に応じて変化すると考えられる。</u> 動植物の生息・生育基盤である植生に注目することで、当該影響を間接的に予測することが可能であると <u>考えられることから</u> 、計画段階配慮事項として選定する。
景観		土地の改変、 工作物の存在 土地の改変及び工作物の存在が、北土山・南土山の住居地からの眺望景観に及ぼす影響の程度は、 <u>構造物等の配置の複数案に応じて変化すると考えられるため</u> 、計画段階配慮事項として選定する。

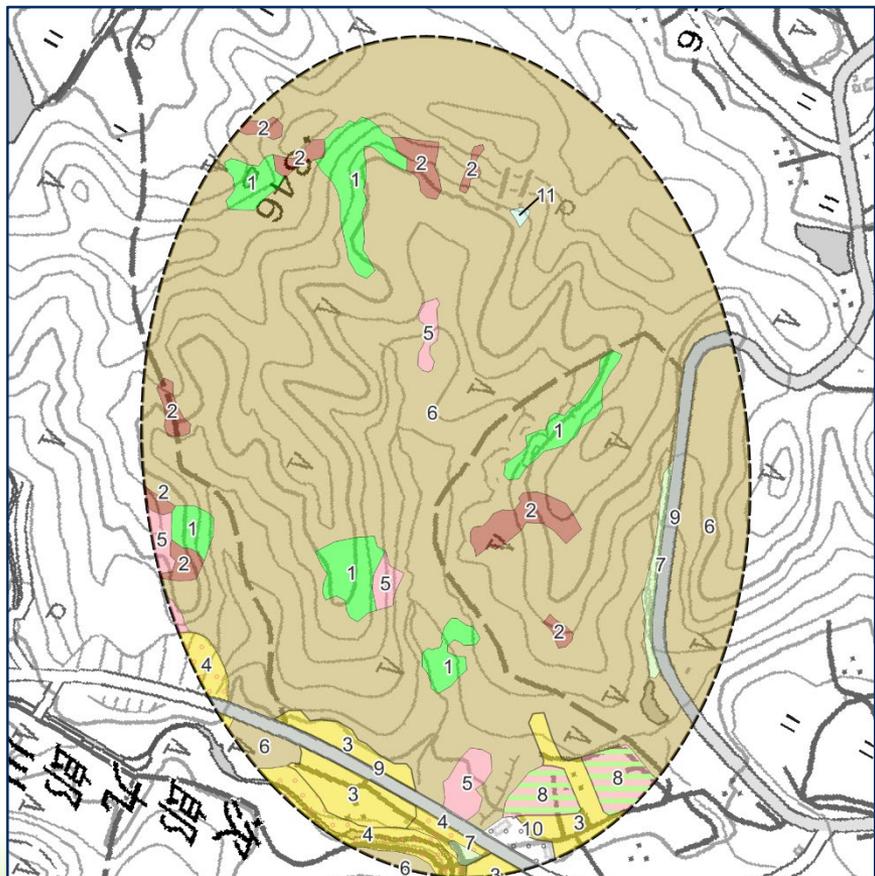
## 6. 調査、予測及び評価の結果

# 植物（植生）：調査結果

## ■植物群落等の分布状況

- 面積の広い順に、スギ・ヒノキ・サワラ植林、コナラーアベマキ群集、ネザサ・ススキ群集など8群落3土地利用区分が確認された。
- いずれも植生自然度※7以下の二次的な群落であり、この地域の典型的な山林植生。
- かつては谷戸環境であったが、名残となるような湿地は確認されなかった。
- ため池の名残である開放水面が1か所確認された。

※植生自然度:植生に対する人為的影響の度合を10類型に区分したもの。



※国土地理院発行の電子地形図25000を複製して情報を追記して作成

No.	植物群落・土地利用	植生自然度	実施想定区域内面積
1	コナラーアベマキ群集 (二次林)	7	1.68ha
2	モチツツジ・アカマツ群集 (二次林)	7	0.90ha
3	ネザサ・ススキ群集 (高茎二次草地)	5	1.18ha
4	チガヤ・ススキ群集 (高茎二次草地)	5	0.75ha
5	伐採跡地群落 (高茎二次草地)	4	0.53ha
6	スギ・ヒノキ・サワラ植林 (植林地)	6	30.27ha
7	路傍・空地雑草群落 (高茎二次草地)	4	0.20ha
8	茶畑	3	0.56ha
9	市街地	1	0.94ha
10	造成地	1	0.14ha
11	開放水域	—	0.02ha
合計面積			36.66ha

【配慮書：掲載無し】

# 植物（植生）：調査結果

## 【植物群落の現況写真】



1:コナラーアベマキ群集



11:開放水面



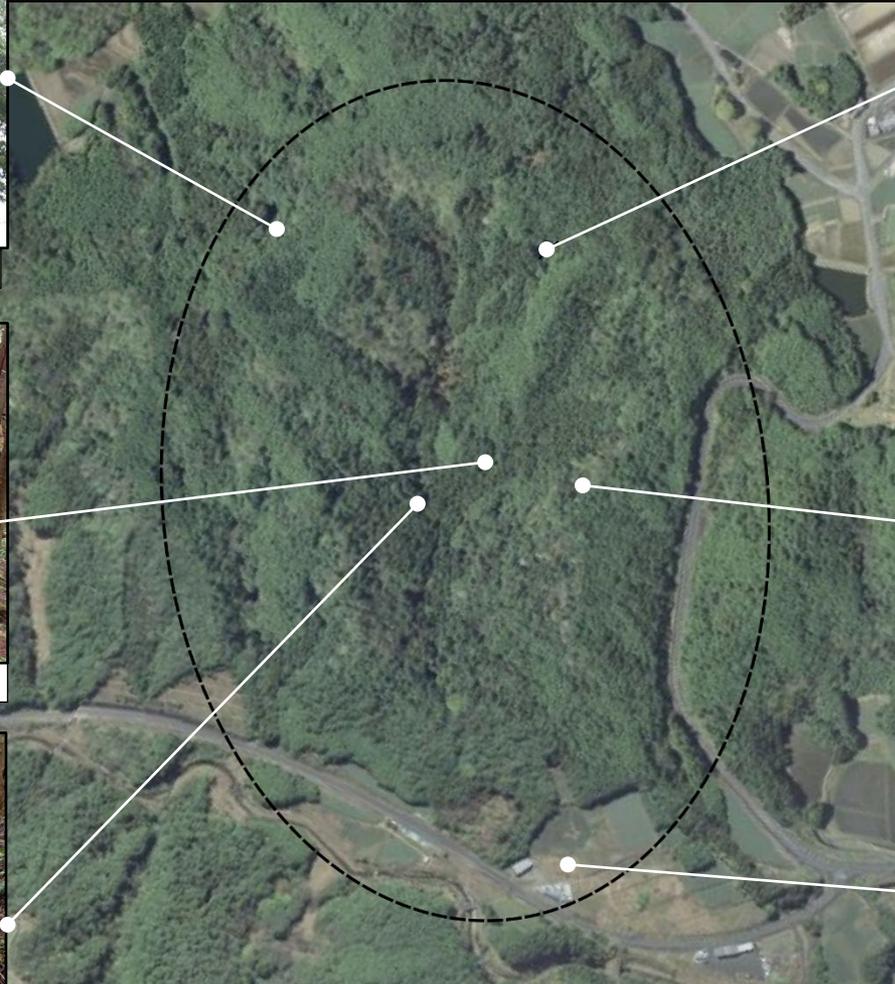
6:スギ・ヒノキ・サワラ植林



2:モチツツジアカマツ群集



谷内の沢の状況



出典:(c)NTT インフラネット,Maxar Technologies.を加工して作成

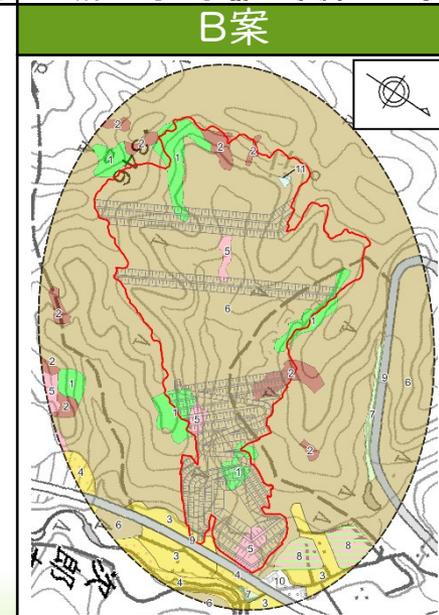
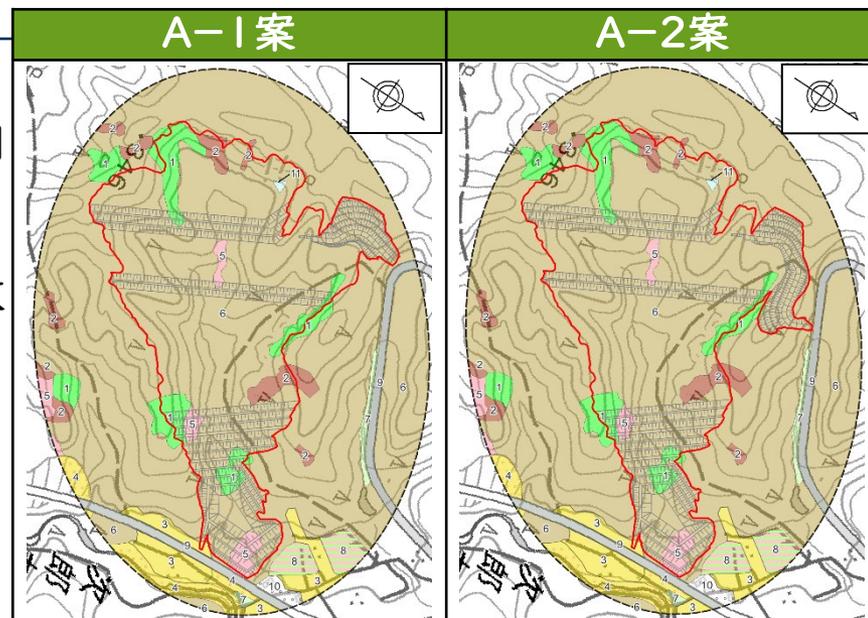


3:ネザサーズスキ群集

# 植物（植生）：予測結果

## ■植物群落等の予測結果

- 植生の改変面積は、最大のA-2案とA-1案とはほぼ同じ(1.1%差)で、A-2案と最小のB案との差は5.9%。
  - 植物群落別では、A-1案・A-2案では、植生自然度が比較的高いコナラーアベマキ群落(植生自然度7)の改変面積が大きかった。
  - B案では植生自然度が比較的低いネザサーススキ群落(植生自然度5)の改変面積が若干大きかった。
- ⇒ いずれの案も植物(植生)への影響は小さいが、相対的な比較では、A-1案、A-2案の影響が大きい。



No.	植物群落・土地利用(植生自然度)	事業実施 想定区域	改変面積(ha)			
			A-1案	A-2案	B案	
1	コナラーアベマキ群集(7)	1.68	0.96	0.97	0.89	
2	モチツツジアカマツ群集(7)	0.90	0.36	0.36	0.35	
3	ネザサーススキ群集(5)	1.18	0.01	0.01	0.03	
4	チガヤーススキ群集(5)	1.18				
5	伐採跡地群落(4)	0.53	0.39	0.39	0.39	
6	スギ・ヒノキ・サワラ植林(6)	30.27	11.97	12.12	11.39	
7	路傍・空地雑草群落(4)	0.20				
8	茶畑(3)	0.56				
9	市街地(1)	0.94				
10	造成地(1)	0.14				
11	開放水域	0.02	0.02	0.02	0.02	
合計面積			36.66	13.72	13.87	13.05
A-2案との面積比(%)			-	98.9	100.0	94.1

※国土地理院発行の電子地形図25000を複製して情報を追記して作成

# 景観：調査結果

## ■ 可視領域の状況

GISソフトを用いて対象施設の可視領域の解析を行った結果(右図)、北東方向の北土山・南土山の市街地は概ね可視領域、最寄の大澤集落(西方向)は不可視領域であった。

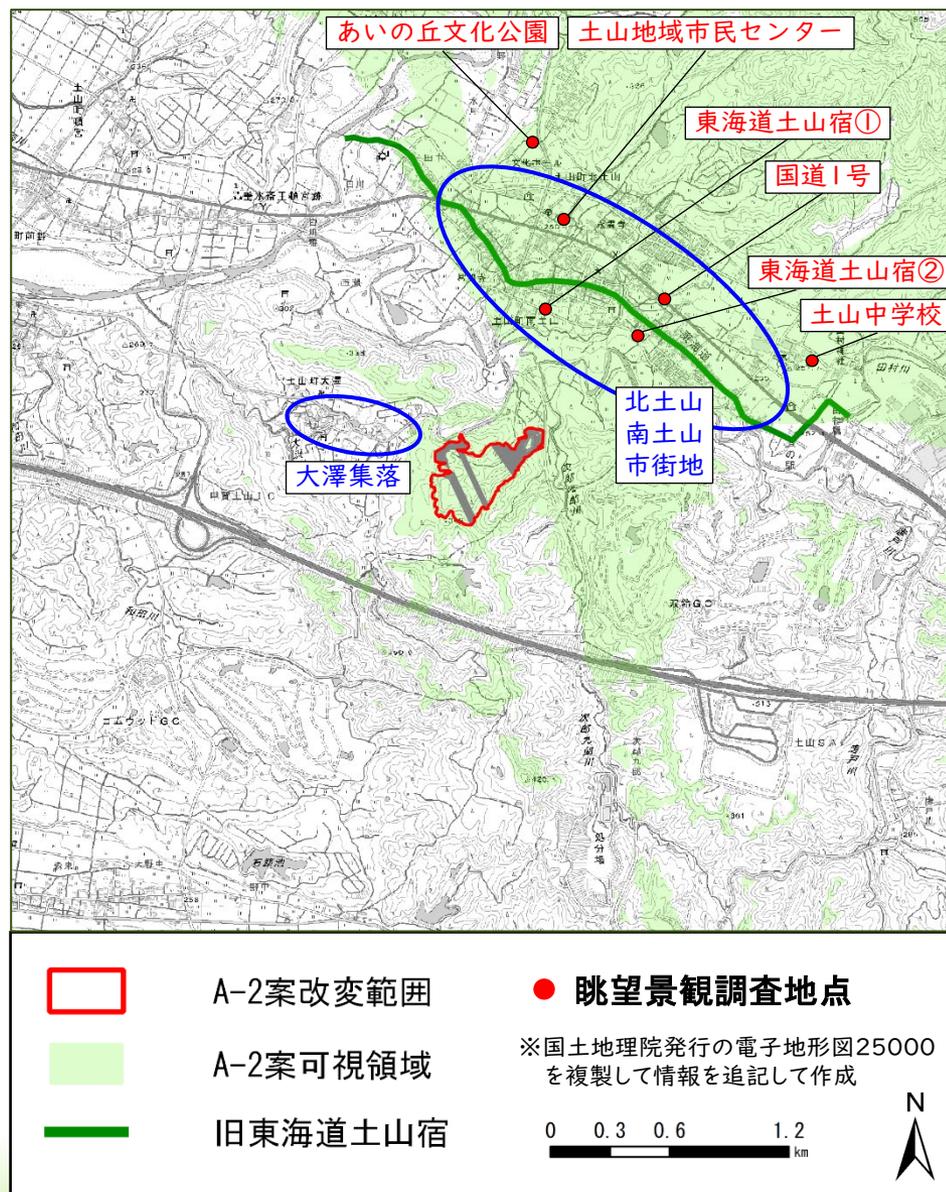
## ■ 主要な眺望景観の調査方法

可視領域図を考慮し、旧東海土山宿及びその周辺を踏査し、事業実施想定区域方向の眺望の状況を把握し、代表的な地点において写真撮影を行った。

[現地調査実施日:令和6年4月2日]

## ■ 主要な眺望景観の調査結果

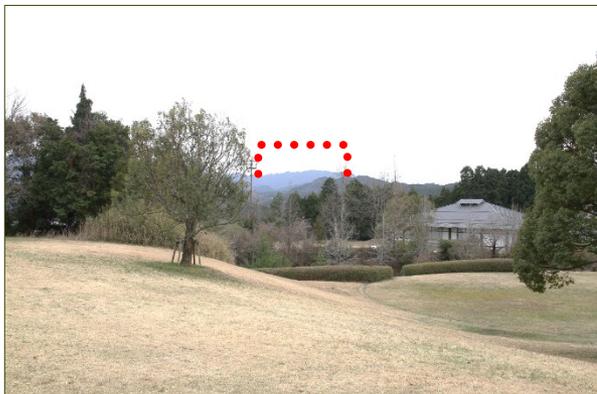
- ・旧東海土山宿の旧街道沿いは、住居が連続しており、事業実施想定区域方向を直視する地点はなかった。
- ・主要な眺望点からの眺望景観の状況(写真)を次頁に示す。
- ・いずれの地点も事業実施想定区域方向を眺望できるものの、手前に尾根や人家等が存在しており、対象施設の全容が確認できると想定できる地点はなかった。



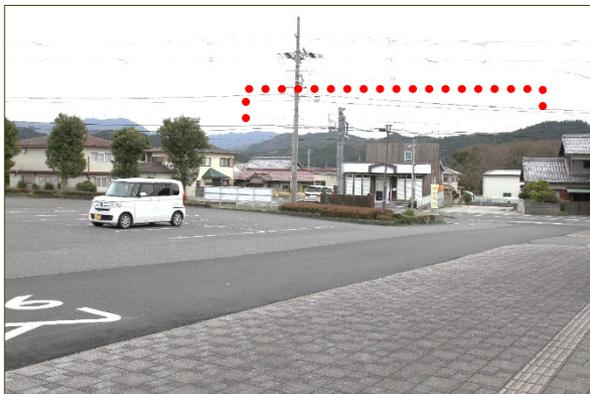
# 景観：調査結果

## ■調査地点からの眺望景観

【あいの丘文化公園】



【土山地域市民センター】



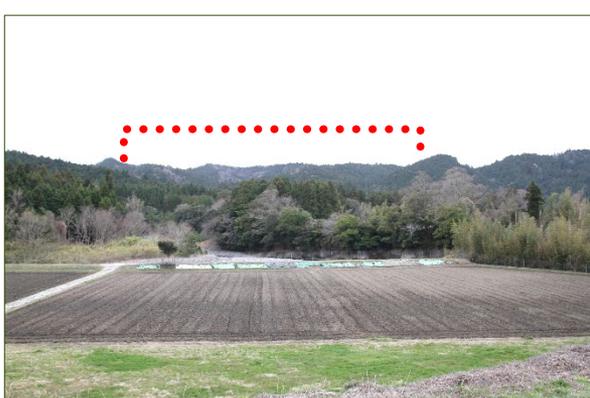
【東海道路土山宿①】



【国道1号】



【東海道路土山宿②】



【土山中学校】



注) ..... は、事業実施想定区域の概ねの広がりを示す。

# 景観：予測結果

## ■ 予測手法・条件

- 予測地点からの「眺望景観の変化」を、フォトモンタージュ法により予測した。

<p><u>予測方法</u></p>	<p>主要な眺望点と複数案の造成計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測。</p>
<p><u>予測地点</u></p>	<p>「旧東海道士山宿①」        ※調査地点のうち、最も事業実施想定区域に近く、複数案間の違いが最も大きいことが想定される。</p>
<p><u>予測対象時期</u></p>	<p>埋め立て完了時        ※造成法面が完成する時期</p>
<p><u>予測対象構造物</u></p>	<p>・A案：谷の上部から搬入        ・B案：谷の下部から搬入        ※A-1案とA-2案は予測地点からの可視領域が同じであるため、代表してA-2案のモデル予測</p>

# 景観：予測結果

## ■予測・評価の結果（東海道士山宿①）

- ・両案とも、谷の入口付近の切土法面の一部が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まる。
- ・発生した切土法面は施工後に緑化を行うことで景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。



※国土地理院発行の電子地形図25000を複製して情報を追記して作成

### 眺望景観（A案：谷の上部から搬入）



拡大・色分け



### 眺望景観（B案：谷の上部から搬入）



拡大・色分け



## 7. 総合評価

## 総合評価：構造物(進入路)の配置に関する比較・評価

構造物等の配置に関する機能面の評価及び計画段階評価事項(植物(植生)及び景観)の複数案間の評価結果を次頁に示す。

なお、B案では、土堰堤(小段)に搬入路を設置する必要があるが、土堰堤構築および搬入路設置に伴う廃棄物受け入れ停止期間により事業期間が長くなることや、埋立終了後まで搬入路部分の土堰堤が緑化できないことが想定される。

そのため、評価に当たっては、事業による改変だけでなく、埋立完了後の植生回復やのり面緑化による修景についても考慮した。

- ・ 機能面の評価では、A-2案が相対的に優位であると評価する。
- ・ 植物(植生)の評価では、3案ともに改変面積や改変する植生の貴重性の面から大差ないが、その中でも比較的植生自然度が高いコナラーアベマキ群落の改変面積から、B案が相対的に優位である。一方で、埋立完了後の環境修復の面からはA案が相対的に有利であり、各案は同等であると評価する。
- ・ 景観の評価では、3案とも視認されるのは眺望景観のごく一部の領域に留まることから、影響は小さいが、B案では搬入路部分の土堰堤の緑化・修景ずれ込むため、A案(A-1案、A-2案)の方が相対的に優位と評価する。

方法書以降の環境影響評価手続においては、配慮書で選定した計画段階配慮事項以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

# 総合評価：構造物(進入路)の配置に関する比較・評価

複数案		A案:谷の上部から搬入		B案:谷の下部から搬入
		A-1案	A-2案	
計画案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・進入路最短、樹林改変に配慮</li> <li>・県道のカーブから進入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーブを避けた位置から進入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通量少ない市道より搬入</li> </ul>
事業規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立容量:225万m<sup>3</sup></li> <li>・改変面積:13.7ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立容量:225万m<sup>3</sup></li> <li>・改変面積:13.9ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立容量:215万m<sup>3</sup></li> <li>・改変面積:13.1ha</li> </ul>
機能面の評価		交通安全性：県道カーブ(△) 事業効率性：廃棄物受入れ停止期間無し(○) 埋立容量大(○)	交通安全性：カーブ避ける(○) 事業効率性：廃棄物受入れ停止期間無し(○) 埋立容量大(○)	交通安全性：交通量少(○) 事業効率性：搬入路部分の廃棄物受入れ停止期間あり(△) 埋立容量大(△)
		△	○	△
計画段階の環境面の評価	植物(植生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変面積はやや広いが、重要な植物群落は改変しない。ただし、B案と比べて、比較的生物多様性の高い群落の改変面積が僅かに大きい(△)</li> <li>・早期に植生回復が可能(○)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変面積は最も広いが、大差はなく、重要な植物群落は改変しない。ただし、B案と比べて、比較的生物多様性の高い群落の改変面積が僅かに大きい(△)</li> <li>・早期に植生回復が可能(○)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変面積は最も狭いが、大差はなく、重要な植物群落は改変しない。ただし、A案と比べて、比較的生物多様性の高い群落の改変面積が僅かに小さい(○)</li> <li>・植生回復が遅れる(△)</li> </ul>
	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、景観的な違和感を生じない(○)</li> <li>・土堰堤構築と同時に法面緑化をすることで、早期の景観修復が可能(○)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、景観的な違和感を生じない(○)</li> <li>・搬入路部分の土堰堤の緑化による修景が遅れる(△)</li> </ul>
総合評価		△	○	△

注) ○:相対的に優位である。 △:相対的に劣る。